

登別市多文化共生推進事業
令和7年度登別市中学生台湾派遣交流事業実施要領

1 目的

海外の先住民の歴史や文化、取組についての理解を深めることにより、アイヌ文化の継承や多文化共生社会づくり等を担う人材を育成する。

2 主催

登別市

3 派遣計画

(1) 時期及び期間

令和7年1月4日（日）～9日（金）の6日間とする。

(2) 派遣先

中華民国（台湾）

(3) 研修内容

- 代表的な民族として、タイヤル族をはじめとした先住民族の文化や尊厳を尊重し、多様な多文化が共存している台湾の現状や歴史、取り組みについて体験及び学習を行う。
- 北海道におけるアイヌと海外の先住民の文化や歴史について比較検討を行い、国や地域による文化の違いについて学習する。
- 派遣前研修では、アイヌの多文化共生に関する取組や歴史等に関して、外部講師等を招き、座学で学習する。
- 現地では、先住民文化の体験やチームビルディングメニューを通じ、先住民文化に対する理解を深める。
- 派遣後研修では、現地で体験した内容を広く市民にフィードバックするための振り返りと報告書の作成を行う。

(4) 派遣者

ア 生徒：市立中学校（以下「中学校」という。）の生徒5名及び北海道登別明日中等教育学校前期課程の生徒1名の合わせて6名（最大）

イ 登別アイヌ協会関係者1名。なお、登別アイヌ協会関係者とは、同協会の会員と、登別アイヌ協会の会長が特に認める者を指す

ウ 引率者：市職員2名（引率1名、中国語・英語の補助者1名）

(5) 派遣する生徒の応募者が3名未満の場合は、本事業は実施しないものとする。

4 応募要件

- (1) 派遣日程に耐えうる健康を維持できること。
- (2) 協調性に富み、団体行動に適応できること。
- (3) 保護者の同意が得られること。
- (4) 事前、事後の研修や市主催の報告会に参加できること。
- (5) 登別市中学生サイパン派遣交流事業による派遣歴がないこと。

5 自己負担額

- (1) 中学校及び北海道登別明日中等教育学校の生徒の1名あたり自己負担額は渡航に係る費用（旅券発行手数料、海外旅行傷害保険や食費の一部等を除く。）の2割とする。
- (2) 登別アイヌ協会関係者の自己負担額はこれを徴しない。

6 生徒及び引率者の決定

- (1) 市は、派遣生徒を公募する。
- (2) 市は、中学校からの応募者が5名までの場合は、応募者をもって派遣者として決定する。
- (3) 市は、中学校からの応募者が5名を超えた場合は、抽選のうえ派遣者を決定する。この場合において、各中学校の募集枠を1名とする学校枠を採用する。なお、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (4) 応募者の数が学校枠に満たない中学校がある場合は、学校枠を超えた中学校に学校枠を振り分ける。なお、学校枠を超えた中学校の応募者の総数が、学校枠に満たない中学校の学校枠の総数を超えた場合は、抽選のうえ派遣者を決定する。
- (5) 前号の規定を適用してもなお定員に満たない場合、北海道登別明日中等教育学校前期課程からの応募者の中から、定員を満たすまで抽選により決定する。
- (6) 前号の規定を適用してもなお定員に満たない場合、過去に市の実施する中学生海外派遣事業による派遣歴のある応募者に派遣枠を振り分ける。
同応募者が複数名いる場合、抽選のうえ派遣者を決定する。
- (7) 前号の規定を適用してもなお定員に満たない場合、過去に市の実施する中学生海外派遣事業による派遣歴のある北海道登別明日中等教育学校の応募者に派遣枠を振り分ける。
同応募者が複数名いる場合、抽選のうえ派遣者を決定する。
- (8) 登別アイヌ協会関係者の選出については、登別アイヌ協会会長が推薦する。（別記様式）
- (9) 引率者2名（市職員）のうち、1名については、派遣研修として職員の募集を行うことを原則とし、該当者がいない場合は、事務分掌「国際交流の推進に関するこ（多文化共生施策）」を所管する総務部企画調整グループ職員から選出する。
また、残り引率者1名については、中国語・英語の補助者として、事務分掌「国際交流の推進に関するこ（多文化共生施策）」を所管する総務部企画調整グループ職員から選出する。

7 申込期限

- (1) 申込期限は、令和7年11月2日（日）までとする。
- (2) 申込については、市が指定する申請フォーム（インターネット上の所定の電子申請フォームをいう。）にて申込すること。

8 その他

市は、帰国後、派遣生徒が国際交流に積極的に参加できるよう行事等の情報提供に努める。